

第3章

法的効果が有効 に発生する流れ

過去10年の出題分析

↓テキスト項目	出題年→	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
第3章全体		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1 契約とは何か											
2 契約の成立要件											
3 契約の有効要件		●		●	●	●	●	●	●	●	●
1 取消しと無効						●				●	●
2 心裡留保											
3 虚偽表示				●			●				
4 錯誤		●			●		●	●	●		
5 詐欺・強迫					●		●	●			
6 契約内容の有効性											
4 効果帰属要件(代理)			●			●	●	●			●
5 条件・期限(効力発生要件)							●				●

※出題されている年度に●を記入しています。

1 契約とは何か

民法よりも契約が優先することが多いです

学習時間 10分

これまで、法律行為のことを、本書ではあえて「契約等」と表現していました。理由は、法律行為という言葉が少し難しく感じられるからです。ただ、避けては通れないので、ここで法律行為についてしっかりと理解しておきましょう。

用語

単独行為…単一の意味表示により構成される法律行為のことをいいます。たとえば、追認、取消し、解除、遺言などです。

契約…2 つ以上の意思表示の合致により成立する法律行為のことをいいます。

合同行為…2 つ以上の意思表示が、相対立せず同一の目的に向けられた形で合致することにより成立する法律行為のことをいいます。たとえば、法人設立行為などです。

A 所有の土地が、A⇒B⇒C と転売され、現在 C に所有権の登記がある。C が移転登記を受ける際に、AB 間の売買契約が公序良俗に反し無効であることを知らなかった場合、A に対して土地の所有権の取得を対抗できる。

1996(×)

公序良俗違反による無効は誰に対しても主張できます。

(1) 法律行為とは～契約は法律行為の一種？

法律行為とは、人が法的な効果を発生させようとする行為で、意思表示を要素とするものをいいます。その中には単独行為、契約、合同行為の 3 種類があります。法律行為の中でも最も重要な契約についてさらに詳しく解説します。

法律行為

- ・単独行為
- ・契約
- ・合同行為

(2) どんな契約でも自由に結べるの？

今、勉強している民法という法律にはある特徴があります。それは、「守らなくてもよい」ということです。何を突然！と思われるかもしれませんが。法律なのに守らなくてもよいとは論理矛盾なのではと思われるでしょう。しかし、本当なのです。

私たちの住む社会のルールは、250 年ほど前の近代革命でその土台が作られました。そのときのキャッチフレーズは自由でした。自分の人生を自分の自由な意思で自由に決められるというのが近代革命で私たちが勝ち取ったものなのです。この自由というキャッチフレーズから、私たちは、誰と契約をしようが、どのような内容で契約を結ぼうが自由だ！という結論が導かれます。したがって、民法などという国が作ったルールよりも、互いに話し合った結果結ばれた契約が優先するのです。これを契約自由の原則といます。

しかし、たとえば「〇〇さんを殺してきてくれたら、成功報酬として 500 万円支払う」という内容の契約なども、有効だと考えるととても恐ろしい世の中になります。どんな内容の契約でも許されるのかといえば、そうではなく、社会秩序を乱すような内容の契約は許されません。これを公序良俗に反するため無効とすることがあります。



ここではコレを覚える

- 原則として、誰とどのような内容の契約を締結するかは自由である(契約自由の原則)。
- 公序良俗に反する契約は無効である。

2 契約の成立要件

頻出度

C

口約束だけでも契約は成立するのが原則です

学習時間 5分

3 法的効果が有効に発生する流れ

売買契約を結ぶと、買主は代金を支払い、売主は品物を引き渡し、その品物は売主から買主の物になります。このような契約の結果として生じることを、法律の世界では**効果**と呼びます。世の中で行われる契約の大半は何の問題もなく契約が結ばれると法的な効果が生じます。ただ、もし、契約の際に詐欺が行われたら、金額を間違えてしまったら、他人に契約することをお願いしていたら、契約に条件を付けていたらどうなるのでしょうか。

この章では契約が有効に効力を発生するまでを4つの段階に分けて検討します。

契約が成立して有効に効力を発生させるためには、①**成立要件**、②**有効要件**、③**効果帰属要件(代理)**、④**効力発生要件(条件・期限)**の4つのハードルをクリアする必要があります。

(1) 契約の成立要件～契約は見た目一致すれば成立するの？

契約が有効に成立すると**債権**が発生します。ただ、債権が発生するまでにはいくつかのハードルを越える必要があります。



まずは、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(申込)に対して相手方が承諾をしたときに成立します。申込と承諾が一致しなければなりません。この申込と承諾の意思表示は、**外形で一致すればよい**とされています。たとえば、Aが本当は甲という土地を購入したいのにもかかわらず、「乙地を下さい」と申込みをして、それに対して、Bが「乙地ですね。お買い上げありがとうございます」と承諾した場合、内面(本当の意味)では意思が一致していないのですが、外形(見かけ)では一致しているので、契約は成立することになります。

また、契約の成立に書面や引渡しなどは必要なく、原則として口約束でも成立します。ちなみに、契約書などは後に争いが生じたときの証拠となります。

(2) 意思表示の効力発生時期等～契約はいつ成立するの？

申込や承諾の意思表示は、その通知が相手方に到達した時に効力が生じます。

もし、相手方が**正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは**、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされます。



ちょっと付け足し

意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡したり、意思能力を失ったり、行為能力の制限を受けたりした場合でも、効力は妨げられません。その逆に、意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に、意思能力を失っていたり、未成年者または成年被後見人であったりした場合は、その意思表示をもってその相手方に対抗することができません。ただし、相手方の法定代理人や意思能力を回復し、または行為能力者となった相手方がその意思表示を知った後は対抗できます。

用語

債権…特定の相手方にある一定の行為を要求する権利のこと。また、債権をもつ者を債権者といいます。

債務…債権に対応する相手方の義務のこと。また、債務を負担する者を債務者といいます。

具体例

賃料等を滞納する賃借人に、賃料支払いの催告をしたり、債務不履行による契約解除の通知をしたりしたにもかかわらず、その書面を故意に受け取らない場合等。なお、相手方を知ることができず、またはその所在を知ることができないときは、裁判所の掲示板等で公示する方法によって意思表示することができます。

3-1 取消しと無効＜契約の有効要件 B

取り消すと無効になりますが、無効のものは取り消せません

学習時間 20分

これまで、特に詳しい説明もなく、「取り消す」とか「無効」という言葉を使ってきました。これらも法律用語なので、ここでしっかりとその意味を理解しておきましょう。

無効	法律効果を当初からまったく生じないものとして取り扱うもの
取消	いったん法律効果を発生させた後に、これを消滅させる余地を認めるもの

AがBに丁土地を売却したが、AがBの強迫を理由に売買契約を取り消した場合、丁土地の所有権はAに復帰し、初めからBに移転しなかったことになる。

2017(O)

(1) 取消しと無効はどこが違うの？

取消しと無効は、結果は同じなのですが、その内容が異なります。

無効	いつでも・誰でも、主張できるのが原則です。つまり、時効にかかわらず、利害関係があれば誰でも主張できます。また、無効の場合は、はじめからそのような契約が存在しないので、追認することもできません。
取消	一定期間それを主張しなければ時効によって主張できなくなり、取消の主張ができる者が限られています。また、取消しの場合は追認することができます。

(2) 取消しの主張には時間制限がある？

無効の主張には時間制限がありませんが、取消しの主張には時間制限があります。取り消すことができる権利(取消権といいますが)、**追認することができる時から5年間**行使しないと、時効によって消滅します。また、**行為の時**から**20年経過したとき**も消滅します。



5年と20年とする取消権の時効の規定は、制限行為能力と意思表示以外の規定には適用されません。たとえば、詐害行為取消権や書面によらない贈与の取消し(解除)、無権代理行為の取消しには適用されません。

(3) 取消しの主張は限られた者しかできない？

制限行為能力を理由に取り消すことができる行為は、**制限行為能力者(他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含みます)またはその代理人、承継人もしくは同意をすることができる者に限り**、取り消すことができます。また、錯誤や詐欺・強迫を理由に取り消すことができる行為は、**錯誤して意思表示をした者や詐欺・強迫を受けて意思表示をした者またはその代理人もしくは承継人に限り**、取り消すことができます。

括弧内の「他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為」というのは、2020年の民法改正で付け足されたものです。たとえば、制限行為能力者Bが法定代理人となる場合、代理される本人Aも制限行為能力者であれば、Aを保護するため、Aにも取消権を認めたものです。

用語

追認することができる時…原則として取消しの原因となっていた状況が消滅した時をいいます。未成年者は成年になった時、成年被後見人は後見開始の審判が取り消された時、詐欺や強迫を受けた者は詐欺や強迫の状況を脱した時をいいます。

行為の時…問題の行為、たとえば未成年の法律行為、詐欺による意思表示などが行われた時をいいます。

用語

承継人…承継人には包括承継人(たとえば、相続人のように、前主の権利義務を包括的に承継した者)と特定承継人(たとえば、不動産の譲受人のように、個別の権利だけを承継した者)の2種類があり、取消権者の承継人は両者を含みます。

(4) 取消をした後はどうなるの？

取消された行為は、はじめから無効だったということになります。一応生じた効果は、取消しの主張により、一度も生じなかったことになります。

ちなみに、これを遡及効(そきゅうこう)と呼びます。したがって、法的な効果は、取消しの場合も無効の場合も同じです。

参考

たとえば、不動産の売買契約が取消された場合、一応生じた代金支払債務や不動産引渡債務は、履行する必要がなくなります。また、すでに履行されている場合は、代金や不動産の返還請求をすることになります(原状回復と呼びます)。

(5) 取り消すことができる行為は追認できる？

追認とは、一応有効に成立している法律行為を**確定的に有効とする意思表示をいいます**。

追認するには、法律行為を取り消すことができるものであることを知っていることと、取消しの原因となっている状況が消滅した後であることの要件を満たす必要があります。ただし、次の場合には、取消しの原因となっていた状況が消滅した後でなくても、取消権があることを知っていれば追認できます。

- | |
|--|
| ①法定代理人や制限行為能力者の保佐人または補助人が追認をするとき |
| ②制限行為能力者(成年被後見人を除く)が法定代理人、保佐人または補助人の同意を得て追認をするとき |

**ちょっと付け足し**

法律上の一定の事実があれば、取り消すことができる法律行為が取り消すことができなくなり**確定的に有効**になります(法定追認)。一定の事実とは、①全部または一部の履行、②履行の請求、③更改、④担保の供与、⑤取り消すことができる行為によって取得した権利の全部または一部の譲渡、⑥強制執行をいいます。

**ここではコレを覚える**

過去問 17-2 21-5 22-3

- 無効な行為は、追認によっても、その効力を生じない。
- 取消権は、**追認をすることができる時から 5 年間**行使しないときは、時効によって消滅する。また、**行為の時から 20 年を経過したときも消滅する**。
- 取消しの主張ができる者は、**制限行為能力者**(他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。)またはその**代理人・承継人**もしくは**同意をすることができる者**、または、**錯誤や詐欺・強迫を理由に取り消すことができる行為は、錯誤して意思表示をした者や詐欺・強迫を受けて意思表示をした者**またはその**代理人・承継人**に限られる。